

総行住第74号  
令和2年4月27日

各都道府県社会保障・税番号制度担当部長  
各指定都市社会保障・税番号制度担当部長 殿

総務省自治行政局住民制度課長  
( 公 印 省 略 )

在留期間内に在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請を行った中長期在留者であって、令和2年2月27日から6月末日までに在留期間が満了するものに係るマイナンバーカード及び電子証明書の取扱いについて（通知）

平素よりマイナンバー（社会保障・税番号）制度の推進及びマイナンバーカードの普及の促進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

「令和2年2月27日から6月末日までに在留期間が満了する中長期在留者に係る住民基本台帳法第30条の50に基づく通知の取扱い等に関する出入国在留管理庁通知について（送付）」（令和2年4月27日付け事務連絡）にてお知らせしたとおり、出入国在留管理庁においては、在留期間内に在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請を行った中長期在留者であって、令和2年2月27日から6月末日までに在留期間が満了するものについては、在留期間満了日から5月を経過する日まで、我が国に合法的に在留する中長期在留者として取り扱うこととされました。

これを踏まえ、「令和2年3月から6月までの間に在留期間が満了する中長期在留者等に係るマイナンバーカード及び電子証明書等の取扱いについて（通知）」（令和2年4月8日付け総行住第57号通知）（以下「令和2年4月8日付け通知」という。）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正しましたので通知します。

また、在留期間内に在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請を行った中長期在留者であって、令和2年2月27日から29日までに在留期間が満了したものに係るマイナンバーカード及び電子証明書については、改正後の令和2年4月8日付け通知に準じて取り扱うことが適当と考えられますので合わせて通知します。

各都道府県におかれては、域内の指定都市を除く市町村（特別区を含む。）に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

総務省自治行政局住民制度課

担 当：田中課長補佐、松本官、及川官、武田官

T E L：03-5253-5517（直通）

F A X：03-5253-5592

メール：juki@soumu.go.jp

令和2年3月から6月までの間に在留期間が満了する中長期在留者等に係る  
マイナンバーカード及び電子証明書の取扱いについて（令和2年4月8日付け総行住第57号通知） 新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

現行	令和2年4月27日以降
<p style="text-align: right;">総行住第57号 令和2年4月8日</p> <p>令和2年3月から6月までの間に在留期間が満了する中長期在留者等に係るマイナンバーカード及び電子証明書の取扱いについて（通知）</p> <p>（前文略）</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>2 本件対象中長期在留者に係るマイナンバーカード等の有効期間の延長の申請があった場合の取扱いについて</p> <p>(1) 本件対象中長期在留者からマイナンバーカード等の有効期間の満了の日までに当該有効期間の延長の申請があった場合、在留諸申請の許可等に伴う出入国在留管理庁長官からの通知がないことが想定されるが、そのような場合には、在留諸申請に係る処分が行われるまでの間、その者に係るマイナンバーカード等の有効期間の満了の日を、在留期間の満了の日から5月を経過する日（発行の日において20歳未満であった者については、発行の日から5回目の誕生日が在留期間の満了の日から5月を経過する日より早い場合は、発行の日から5回目の誕生日）まで延長することができること。</p> <p>ただし、マイナンバーカードの追記欄に余白のない者及びマイナンバーカードの発行の日において20歳未満の者であって、当該</p>	<p style="text-align: right;">総行住第57号 令和2年4月8日 <u>令和2年4月27日改正</u></p> <p>令和2年3月から6月までの間に在留期間が満了する中長期在留者等に係るマイナンバーカード及び電子証明書の取扱いについて（通知）</p> <p>（前文略）</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>2 本件対象中長期在留者に係るマイナンバーカード等の有効期間の延長の申請があった場合の取扱いについて</p> <p>(1) 本件対象中長期在留者からマイナンバーカード等の有効期間の満了の日までに当該有効期間の延長の申請があった場合、在留諸申請の許可等に伴う出入国在留管理庁長官からの通知がないことが想定されるが、<u>在留カードの裏面の在留諸申請中の押印の有無にかかわらず</u>、在留諸申請に係る処分が行われるまでの間、その者に係るマイナンバーカード等の有効期間の満了の日を、在留期間の満了の日から5月を経過する日（発行の日において20歳未満であった者については、発行の日から5回目の誕生日が在留期間の満了の日から5月を経過する日より早い場合は、発行の日から5回目の誕生日）まで延長することができること。</p> <p>ただし、マイナンバーカードの追記欄に余白のない者及びマイナンバーカードの発行の日において20歳未満の者であって、当該</p>

マイナンバーカードの有効期間の満了の日が当該マイナンバーカードの発行の日から5回目の誕生日のものについては、在留諸申請の許可後にマイナンバーカードの再交付申請を行うよう周知すること。

(2) 略

(3) 本件対象中長期在留者からマイナンバーカード等の有効期間の満了の日までに当該有効期間の延長の申請があった際に、在留カード裏面に在留諸申請中の押印がある場合は、その者に係るマイナンバーカード等の有効期間の満了の日を、従前の取扱いのとおり在留期間の満了の日から2月を経過する日（発行の日において20歳未満であった者については、発行の日から5回目の誕生日が在留期間の満了の日から2月を経過する日より早い場合は、発行の日から5回目の誕生日）まで延長することができること。

(4) 略

(5) (1)によりマイナンバーカード等の有効期間の延長を受けた本件対象中長期在留者は、在留諸申請が許可された場合には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第27条第2項第1号の規定により、延長された在留期間の満了の日に応じ、当該マイナンバーカード等の有効期間の延長を求めることができること。

マイナンバーカードの有効期間の満了の日が当該マイナンバーカードの発行の日から5回目の誕生日のものについては、在留諸申請の許可後にマイナンバーカードの再交付申請を行うよう周知すること。

(2) 略

(3) 本件対象中長期在留者のうち、在留カードの裏面に在留諸申請中の押印がありそのものに係るマイナンバーカード等の有効期間の満了の日が従前の取扱いにより在留期間の満了の日から2月を経過する日まで延長されているものから、延長された有効期間の満了の日までに改めてマイナンバーカード等の有効期間の延長の申請があった場合は、在留諸申請に係る処分が行われるまでの間、その者に係るマイナンバーカード等の有効期間の満了の日を、在留期間の満了の日から5月を経過する日（発行の日において20歳未満であった者については、発行の日から5回目の誕生日が在留期間の満了の日から5月を経過する日より早い場合は、発行の日から5回目の誕生日）まで延長することができること。

(4) 略

(5) (1)及び(3)によりマイナンバーカード等の有効期間の延長を受けた本件対象中長期在留者は、在留諸申請が許可された場合には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第27条第2項第1号の規定により、延長された在留期間の満了の日に応じ、当該マイナンバーカード等の有効期間の延長を求めることができること。

総行住第57号  
令和2年4月8日  
令和2年4月27日改正

各都道府県社会保障・税番号制度担当部長  
各指定都市社会保障・税番号制度担当部長 殿

総務省自治行政局住民制度課長  
( 公 印 省 略 )

令和2年3月から6月までの間に在留期間が満了する中長期在留者等に係る  
マイナンバーカード及び電子証明書の取扱いについて（通知）

平素よりマイナンバー（社会保障・税番号）制度の推進及びマイナンバーカードの普及の促進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

「令和2年3月から6月までの間に在留期間が満了する中長期在留者等に係る住民基本台帳法第30条の50に基づく通知の取扱い等に関する出入国在留管理庁通知について（送付）」（令和2年4月2日付け事務連絡）にてお知らせしたとおり、出入国在留管理庁においては、令和2年3月から6月までの間に在留期間が満了する中長期在留者（在留資格「特定活動（出国準備期間）」をもって在留する者を除く。）（以下「本件対象中長期在留者」という。）及び令和2年3月から6月までの間に出生等により在留資格取得の事由が生じた日から30日を経過する経過滞在者（以下「本件対象経過滞在者」という。）についても、在留諸申請の受付期間を延長し、我が国に合法的に在留する中長期在留者等として取り扱うこととされました。

これを踏まえ、本件対象中長期在留者及び本件対象経過滞在者（以下「本件対象者」という。）に係るマイナンバーカード及び電子証明書（以下「マイナンバーカード等」という。）については、下記のとおり取り扱うことが適当と考えられますので通知します。

また、本通知により、令和2年3月6日付け総行住第32号通知及び令和2年3月16日付け総行住第37号通知は廃止します。

各都道府県におかれては、域内の指定都市を除く市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

- 1 本件対象者に係るマイナンバーカード等の有効期間満了後の再交付に係る取扱いについて
  - (1) マイナンバーカード等の有効期間が満了した場合、当該マイナンバーカード等は失効し、再度マイナンバーカード等の交付を受けるには再交付申請が必要となるが、本件対象者については、マイナンバーカード等の有効期間満了後の再交付を本人の責によらないものとして取扱い、手数料を無料として差し支えないこと。本件対象者に係るマイナンバーカード等の有効期間満了後の再交付に係る手数料については、個人番号カード交付事業費補助金の補助対象とすること。
  - (2) 本件対象者からマイナンバーカード等の再交付について問合せがあった場合については、マイナンバーカード等は有効期間満了後に失効するが、有効期間満了後も在留諸申請の許可後に無料でマイナンバーカード等の再交付を受けることが可能であることを回答されたいこと。
  
- 2 本件対象中長期在留者に係るマイナンバーカード等の有効期間の延長の申請があった場合の取扱いについて
  - (1) 本件対象中長期在留者からマイナンバーカード等の有効期間の満了の日までに当該有効期間の延長の申請があった場合、在留諸申請の許可等に伴う出入国在留管理庁長官からの通知がないことが想定されるが、在留カードの裏面の在留諸申請中の押印の有無にかかわらず、在留諸申請に係る処分が行われるまでの間、その者に係るマイナンバーカード等の有効期間の満了の日を、在留期間の満了の日から5月を経過する日（発行の日において20歳未満であった者については、発行の日から5回目の誕生日が在留期間の満了の日から5月を経過する日より早い場合は、発行の日から5回目の誕生日）まで延長することができること。

ただし、マイナンバーカードの追記欄に余白のない者及びマイナンバーカードの発行の日において20歳未満の者であって、当該マイナンバーカードの有効期間の満了の日が当該マイナンバーカードの発行の日から5回目の誕生日のものについては、在留諸申請の許可後にマイナンバーカードの再交付申請を行うよう周知すること。
  - (2) (1)の場合、その者から在留カード及びマイナンバーカードの提示並びに「在留期間更新に伴う有効期間変更申請書」又は「在留期間更新に伴う有効期間変更申請書兼電子証明書発行／更新申請書」（以下「申請書」という。）の提出を受け、その者に係る在留カード又は住民票に記載された在留期間の満了の日が令和2年3月から6月までの間に到来することを確認すること。

申請書の「有効期間の変更理由」の欄には「令和2年入管庁通知に基づく特例」と記載することが適当と考えられること。
  - (3) 本件対象中長期在留者のうち、在留カードの裏面に在留諸申請中の押印がありそのものに係るマイナンバーカード等の有効期間の満了の日が従前の取扱いにより在留期間の満了の日から2月を経過する日まで延長されているものから、延長された

有効期間の満了の日までに改めてマイナンバーカード等の有効期間の延長の申請があった場合は、在留諸申請に係る処分が行われるまでの間、その者に係るマイナンバーカード等の有効期間の満了の日を、在留期間の満了の日から5月を経過する日（発行の日において20歳未満であった者については、発行の日から5回目の誕生日が在留期間の満了の日から5月を経過する日より早い場合は、発行の日から5回目の誕生日）まで延長することができること。

- (4) 本件対象中長期在留者の代理人からの申請については、通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領（平成27年総行住第137号）第3-2-(1)-イ-ウ)に準じて取り扱うこと。
- (5) (1)及び(3)によりマイナンバーカード等の有効期間の延長を受けた本件対象中長期在留者は、在留諸申請が許可された場合には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第27条第2項第1号の規定により、延長された在留期間の満了の日に応じ、当該マイナンバーカード等の有効期間の延長を求めることができること。

また、在留諸申請が不許可とされた場合又は在留諸申請を行わなかった場合には、その者が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）（以下「住基法」という。）の適用を受けない者となるため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第15条第3項の規定により、当該マイナンバーカードを直近に住民票の記載をした市町村長に遅滞なく返納しなければならないこと。

なお、在留諸申請が不許可相当であり、その後在留資格「特定活動（出国準備期間）」を許可される場合には、在留期間が4月以上で許可されるため、その者は中長期在留者として住基法の適用を受ける者となるため留意すること。

- 3 本件対象経過滞在者に係るマイナンバーカード等の有効期間の延長の申請があった場合については、2に準じて取り扱うこと。この場合において、在留資格取得の申請に係る処分が行われるまでの間、その者に係るマイナンバーカード等の有効期間の満了の日を、在留資格取得の事由が生じた日から61日目の3ヶ月後まで延長することができることとし、その者からマイナンバーカードの提示及び申請書の提出を受け、その者に係る住民票に備考として記載された在留資格取得の事由が生じた日から60日を経過する日が令和2年3月31日から同年7月30日までの間に到来することを確認すること。

総務省自治行政局住民制度課

担 当：本橋係長、及川官、石井官

T E L：03-5253-5517（直通）

F A X：03-5253-5592

メール：[juki@soumu.go.jp](mailto:juki@soumu.go.jp)

事 務 連 絡  
令和2年4月27日

各都道府県住民基本台帳担当課 御中  
各指定都市住民基本台帳担当課 御中

総務省自治行政局住民制度課外国人住民基本台帳室

令和2年2月27日から6月末までに在留期間が満了する中長期在留者に係る住民基本台帳法第30条の50に基づく通知の取扱い等に関する出入国在留管理庁通知について（送付）

平素より、住民基本台帳事務運営に当たり御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、別添の「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う在留関係処分に係る出頭期限を経過した者の情報連携事務及び市区町村在留関連事務の取扱いについて（通知）」（令和2年4月27日付け入管庁管第1837号）のとおり、出入国在留管理庁から各市区町村に対して通知がありましたので住民基本台帳事務の運営に当たり御留意願います。

各都道府県住民基本台帳担当課におかれましては、この内容を御承知の上、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に周知されるようお願いいたします。

【連絡先】

総務省自治行政局住民制度課  
外国人住民基本台帳室  
担 当：田中課長補佐、松本

入管庁管第1837号  
令和2年4月27日

市区町村在留関連事務担当課長 殿

出入国在留管理庁  
在留管理支援部在留管理課在留管理業務室長 松野 弘明  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う在留関係処分に係る出頭期限を経過した者の情報連携事務及び市区町村在留関連事務の取扱いについて（通知）

平素より出入国在留管理行政に御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う情報連携事務及び市区町村在留関連事務については、本年4月2日付け入管庁管第1585号をもって通知したとおり、本年3月、4月、5月又は6月中に在留期間を満了する者等については、在留期間満了日等から3か月後まで、在留諸申請の受付期間を延長したところですが、本日付けで、当庁から地方出入国在留管理局長等に対し、入管庁管第1836号「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う在留関係処分に係る出頭期限の延長について」（以下「本通知」という。）が通知されました。

これにより、在留期間内に在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請（以下「在留資格変更許可申請等」という。）を行った中長期在留者であって、本年2月27日から同年6月末日までの間に当該在留期間の満了日を経過する者については、在留期間の満了日から5か月を経過する日まで当該申請に係る処分を受けられることとなりました（本通知により在留資格変更許可申請等に係る処分を受けるための期間を延長された者を「本件対象者」という。以下同じ。なお、本件対象者については、申請に係る処分を受ける時まで又は在留期間満了日から5か月を経過する時まで、我が国に合法的に在留する中長期在留者として取り扱う。）。

つきましては、本件対象者に係る情報連携事務及び市区町村在留関連事務について、下記のとおり取り扱うこととしますので、通知します。

記

1 本件対象者に係る住民票消除の出入国在留管理庁通知（以下「入管庁通知」という。）の取扱いについて

本件対象者について、特例期間（※）満了日の翌日、異動事由コード「367：在留期間の経過」をもって住民票消除の入管庁通知が自動的に送信されるが、当該通知をもって住民票を消除しないこととされたい。

また、本件対象者については、住民票消除の入管庁通知が送信された後、可能な限り速やかに、当庁から異動事由コード「500：誤った出入国在留管理庁通知の訂正」をもって住民票回復の入管庁通知を送信する。

なお、本件対象者が在留期間満了後、5か月以内に在留資格変更許可申請等に係る処分を受けなかった場合、異動事由コード「367：在留期間の経過」をもって住民票消除の入管庁通知を送信する。

2 本件対象者が有効期間満了日を経過した在留カードをもって住居地の届出を行った場合について

本件対象者が、券面に記載された有効期間満了日（本年2月27日以降であることを確認すること）を経過した在留カードをもって、入管法第19条の7、第19条の8及び第19条の9に定める住居地の届出を行った場合（各条の第3項において住居地の届出があったものとみなす場合を含む。）、その券面に記載された在留期間満了日から5か月を経過していないときには通常どおり受け付けることとする。

なお、本件対象者については、在留カード裏面の在留期間更新等許可申請欄に「在留期間更新許可申請中」又は「在留資格変更許可申請中」の押印があることに留意する。ただし、在留申請オンラインシステムを利用して在留資格変更許可申請等を行った者については、令和元年10月15日付け入管庁管第2014号及び令和2年3月24日付け入管庁管第1386号のとおり、申請受付番号を記載したメールを提示させることによって本件対象者であることを確認する。

※ 特例期間とは、出入国管理及び難民認定法第20条第6項（同第21条第4項において準用される場合を含む。）の規定により、30日を超える在留期間を決定されている者（中長期在留者を含む。）が同期間内に在留資格変更許可申請等を行った場合、在留期間満了後も当該申請に係る処分がされる時又は従前の在留期間満了日から2月を経過する日が終了する時のいずれか早い時まで、引き続き従前の在留資格をもって本邦に在留することができることとされており、その期間をいう。

添付物

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う在留関係処分に係る出頭期限の延長について（通知）」（令和2年4月27日付け入管庁管第1836号）（抄）

【お問合せ先】

- ・ 在留管理支援部在留管理課在留管理業務室（市区町村在留関連事務担当）  
電話：（代表）03-3580-4111，（内線）  
（平日8時30分から18時15分まで）
- ・ 総務課情報システム管理室データ管理係（情報連携事務担当）  
電話：  
（平日8時30分から18時15分まで）

(抄)

入管庁管第1836号  
令和2年4月27日

地方出入国在留管理局長 殿  
地方出入国在留管理局支局長 殿

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課長 根 岸 功  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う在留関係処分に係る出頭期限の延長について (通知)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴い、「新型コロナウイルス感染症の在留諸申請における取扱いについて (通知) (令和2年4月2日付け入管庁管第1584号通知)」をもって一部の外国人からの在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請等の申請受付期間を延長しているところ、現下の諸情勢に鑑み、これらの申請に係る処分の出頭期限についても一部延長することとしましたので、下記のとおり取扱い願います。

おって、管下出張所長に対しては、貴職から通知願います。

記

### 1 対象者

従前の在留資格が中長期在留者に該当する者であって、本年2月27日から6月末までに在留期間の満了日を経過する者

### 2 特例措置

在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請に係る処分については、原則として在留期間の満了日から5か月を経過する日までの出頭を認める。

### 3 措置内容

- (1) 在留資格変更許可申請若しくは在留期間更新許可申請に係る処分の決定又は請訓若しくは進達の結果を受けて申請人等に対し地方出入国在留管理官署への出頭を通知する場合、特例期間の満了日にかかわらず、原則として通知日から

3か月後を出頭期限として設定する。

ただし、各地方出入国在留管理官署の実情に応じ、3か月より短い期間を設定することも差し支えない。

なお、在留期間の満了日から5か月を経過した場合は、その翌日以降に住民票消除の出入国在留管理庁通知が送信されることから、在留期間の満了日から5か月を経過する日が通知日から3か月以内に到来する場合は、在留期間の満了日から5か月を経過しない範囲内で、出頭に必要な期間等を考慮しつつ、可能な限り長めに出頭期限を設定する。

- (2) 申請人等が特例期間の満了日を超えて地方出入国在留管理官署へ出頭し、処分を受ける場合の許可の効力は、特例期間の満了日の翌日に遡って効力を生じるものとする。

なお、通知書に記載されている出頭期限を経過した場合であっても、在留期間の満了日から5か月を経過する日までに出頭した場合は、特段の指導を行うことなく、同様に処分して差し支えない。

- (3) 特例期間の満了日を超えて出頭した中長期在留者であって、在留期間の満了日から5か月を経過する日までに当該申請を不許可とした場合であって、かつ、本人から申出があったときは、在留資格「特定活動（出国準備期間）」に係る在留資格変更許可申請への申請内容変更申出を受け付けた上で、当該中長期在留者が在留期間満了後に本邦に在留していた期間を考慮しつつ、4月以上の在留期間をもってこれを許可する。

- (4) 在留期間の満了日から5か月を経過する日までに出頭しない場合は警備部門への通報の対象となるところ、現下の諸情勢に鑑み、外出自粛要請に応え、自主的に来庁を控えている者も存在する可能性があるため、警備部門へ通報する前に本庁在留管理支援部在留管理課（在留審査企画係）へ事案を報告する。

#### 4 留意事項

- (1) 特例期間の満了日を超えてから申請に係る処分を受けるまでの間は、再入国許可又はみなし再入国許可により出国することはできない。

- (2) 令和2年4月6日付け入管庁管第1604号通知による郵送による在留カードの交付及びオンライン申請に係る処分結果の通知についても、上記3に準じて対応する。

なお、オンライン申請において窓口における処分結果の受領を希望する場合、審査完了後、「14日以内に地方出入国在留管理官署へ出頭すること」、「在留期限から2か月を経過する場合は本邦に滞在することができなくなるこ

る」旨記載されたメールが自動的に利用者等へ案内が送付されることから、電話やフリーで入力可能なメールを活用するなどして、出頭期限を改めて通知する。

- (3) 本通知前に、通知書等により出頭期限を設定されている上記1の対象者について、特例期間の満了日を超えて出頭した場合も、上記3(2)から(4)までと同様に対応する。

添付物(略)